

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鳥取市長 深澤 義彦

市町村名 (市町村コード)	鳥取市 (31201)
地域名 (地域内農業集落名)	せんだい地域 (岩坪・上砂見・大湯棚・中湯棚・高津・下砂見・神坂・赤子田・玉津・猪子・長谷・横枕・倭文西・倭文・向国安・竹生・上味野・朝月・源太・下味野・下味野3区・下味野2区・下味野4区・下味野1区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻作を中心に梨等果樹や白ネギ等野菜の栽培が行われている。複数の認定農業者が規模拡大や農地集約に取り組むほか、集落営農組織も営農している。小規模経営では採算が取れない中で、規模拡大や機械更新にあたり、機械や施設の資金調達が課題である。圃場整備から長年経過している地区が多くあり、また整備未実施のため小区画農地や狭い農道もある。大型機械を利用したの大規模化や集約化には、圃場及び農道の再整備や、水路の補修等基盤整備が必要。小区画や用水で苦勞する等条件の悪い農地は借り手が少なく耕作放棄地が増加している。多面的機能支払や中山間直接支払に取り組んでいるが、農業者が高齢化し、畦畔の草刈りなどの管理作業が困難になっている。若い人は農業への関心が薄い。イノシシ、シカ等による農作物等の被害が増加しており、鳥獣対策が必要。

大和地区では、規模拡大意向の農業者に荒廃しそうな農地を調整しているが、棚田は引受けてもらえない。高齢化が進み、後継者不足から集落営農組織では継続できない状況である。

美穂地区も、高齢化が進み農地を預けたい農家が増えている。貸付農家の参加がないため、水路清掃や用水管理が出来ない状態になりつつある。朝月や向国安集落では、集落営農法人が集落内の農地を借受しており耕作放棄地はない。

神戸地区では、圃場面積が小さく、さらに若い人が減り地元小学校は平成31年に閉校となり、ほとんどの住民は65歳以上。奥部では高齢グループの管理により、農地が維持されている。桃等果樹が盛んであったが、手間がかかるため若い人は離れており、果樹農家が減っている。

【地域の基礎データ】

農家数：438戸（販売農家271戸、自給的農家167戸）※2020農林業センサス

主な作物：水稻、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者等地域の自主性を尊重しながら、農業委員会等関係機関と連携し農地中間管理事業の活用を図るとともに、地域農業の中心となる担い手等へ農地を集積・集約することにより、生産コストの低減や作物の団地化等による合理的な農地の有効利用を推進する。また、規模拡大に合わせた機械の大型化、大区画化等の基盤整備及びスマート農業技術の活用による農作業の効率化や省力化、新規就農や経営継承を促進することにより、担い手の確保や地域農業の維持を図る。

主要作物は水稻および梨、柿等果樹であり、食用米以外に飼料米の栽培も盛んである。他の作物との複合経営、農産物の直接販売や6次産業化等、販路拡大に取り組むことで所得向上と経営安定を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	590 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	590 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手の経営状況や意向等を踏まえ、効率化や収益性の向上に向け農地の集積・集約化を進める一方で、小規模な農業者についても現状の面積を維持しつつ、地域内の農用地の保全と新たな担い手の確保に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地所有者や廃業する人に農地中間管理事業による農地の貸し出しを促す。担い手等借り手の経営意向に沿って段階的に農地の集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備から50年ほど経過し、暗渠の破損、水田の崩落等が見られる。地元関係者の意見を踏まえ、事業費等を考慮しつつ、大型農機に対応する圃場、農道や用排水路等の基盤整備による生産効率の向上に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、農業委員会、県、JA等関係機関が連携し、多様な経営体の確保・育成に務める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受託事業者と連携して農作業の効率化、省力化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等有害鳥獣による被害が増えており、地元や市、JA等が連携し、被害防止に取り組む。また、設置済みの柵を点検し、必要に応じて補修を行い適切に維持管理していく。
 ③自動運転トラクターやドローン等のスマート農業技術の活用による効率化・省力化を図る。
 ⑤関係機関等で連携し、後継者確保に取り組む。
 ⑦多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の事業対象農地は、取組組織により適切な維持管理を行う。